

## テーマ募集型事業運用規程

### (目的)

第1条 この規定は、テーマ募集型事業を適正に運用、管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 テーマ募集型事業とは、公益財団法人キワニス日本財団（以下「当財団」という。）の事業目的と合致するような子ども支援のテーマとそのための資金調達とを一体として募集し、実施する事業をいう。

### (募集の仕組み)

第3条 当財団は、毎年度1回、国際キワニス日本地区傘下の各キワニスクラブ及び一般の個人又は団体に対して、当財団の事業目的と合致するような子ども支援をテーマとする事業とそのための資金調達とを一体として実施する事業を募集する。

- 2、応募しようとする者は、テーマ名とその事業の趣旨、内容、実施時期、関係する地方公共団体や NPO 法人等を明記した申請書を当財団に提出する。申請には当該事業の規模、必要金額及びその資金調達方法を一体として明記するものとする。
- 3、当財団は、事業選定委員会で審査を行い、同委員会の承認が得られたときは、当該事業を当財団の事業として理事会で承認するものとする。
- 4、当財団は、当該テーマに基づく事業を開示し、広く一般からの寄付を募る。申請者は、提案した資金調達が必要額に達するよう協力するものとする。これらによって調達された資金及び当財団からの支援金をもって、当財団は提案された子ども支援をテーマとする事業に資金助成を行う。
- 5、事業選定委員会で、承認が得られなかったときは、テーマ募集型事業は成立しないものとする。

### (受け入れの基準)

第4条 テーマ募集型事業の選定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 子どもに対する支援事業であること。
- (2) 不特定、多数の者の利益に寄与するものであること。
- (3) キワニスクラブ会員や利害関係者に対して特別の利益を与えるものではないこと。
- (4) 事業効果が、公益目的に合致していること。
- (5) 事業の中身が、当財団の公益事業の目的に合致していること。

### (募集方法)

第5条 テーマ募集型事業については、毎年度1回10月に公募を行う。国際キワニス日本地区傘下のキワニスクラブ及び一般の個人又は法人からの応募を推奨するため、応募要領等を当財団のホームページに公開する。

- 2、応募者が、対象事業を選定するに当たっては、幅広いニーズの中から選定し得るよう地方公共団体、NPO 法人等と連携を図るものとする。

(審査方法)

第6条 応募者からの申請に基づき、事業選定委員会で審査し、外部委員のみで表決する。

2、前項の表決を受けて、理事会がこれを承認する。

(承認後の手続き)

第7条 テーマ募集型事業が、当財団の事業として承認された後の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当財団から応募者宛てに、申請が当財団の事業として承認された旨を通知する。
- (2) 当財団は、事業のテーマ、その趣旨、事業内容、事業実施時期、関係する地方公共団体、NPO法人等、事業規模、必要金額とその調達方法寄附した者の受ける税法上の特別取り扱い内容等をホームページに公開し、寄附を募る。
- (3) 当該応募者は、提案した資金調達活動と当財団への寄附金申し入れを代行するものとし、全ての寄附者から財団宛ての寄附申込書を徴収して自己の口座等で寄附金を取りまとめた上、一括して財団指定の口座に入金するとともに、全ての寄附申込書を財団へ送付する。
- (4) 当財団は、この入金額に当該事業に使用する目的で直接当財団に寄附された寄附金及び当財団からの支援金(1件につき10万円)を加えた金額を応募者に送金し、応募者はその金額を寄附を受ける事業者等(最終受益者)に交付する。
- (5) 応募者が提案した期限内に当該事業の遂行に足るだけの寄附金の募集が出来なかったときは、当財団の事業としての承認は無効とする。それまでに集まった寄附金は、寄附者に対して返金するものとする。寄附が匿名でなされ、返戻先が不明のときは、当該寄附金は当財団に帰属する旨を予め当財団のホームページに明示するものとする。
- (6) 当財団は、寄附者から寄附申込書の提出を求め、その寄附金に対する意志を確認する。寄附者に対しては、当財団から領収書を発行する。
- (7) 当該応募者は、財団に事業結果を報告する。報告書には最終受益者からの領収書を添付する。

(実施結果の公開)

第8条 当財団は、事業の実施結果について、当財団の事業としての目的、助成対象、助成金額、寄附金の額、当財団からの支援金、助成対象における資金使途、その成果等を当財団のホームページに公開し、寄附者及び一般に開示する。

附則 この規程は、2019年5月20日から施行する。